

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 8 月10日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 吉田 菜摘子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 4785

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
(Nomura Master Select - Global REIT Fund,
a Series Trust of Nomura Master Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aクラス受益証券100億豪ドル（約8,812億円）を上限とします。
Bクラス受益証券100億ニュージーランドドル（約8,003億円）を上限としま
す。
Cクラス受益証券100億米ドル（約 1 兆2,282億円）を上限とします。

(注) 豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、2015年11月30日現在の株
式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 豪ドル = 88.12円、 1
NZドル = 80.03円および 1 米ドル = 122.82円）によります。以下、豪ドル、
NZドルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによりま
す。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年10月30日をもって提出した有価証券届出書（平成28年1月29日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）に平成28年8月11日付でなされる受託会社、保管会社および事務代行会社の変更ならびに副事務代行会社および名義書換代行会社の廃止等に伴い記載事項のうち訂正すべき事項があるためこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正内容】

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

（１２）その他

（口）引受等の概要

< 訂正前 >

野村證券は、日本における販売会社としてグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2010年3月29日付の受益証券販売・買戻契約（2015年10月5日付で修正済（2015年10月31日効力発生））（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、野村證券をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）および運用報告書等を販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

< 訂正後 >

2016年8月10日まで

野村證券は、日本における販売会社としてグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2010年3月29日付の受益証券販売・買戻契約（2015年10月5日付で修正済（2015年10月31日効力発生））（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）に基づき、受益証券の募集を行います。

2016年8月11日以降

野村證券は、日本における販売会社としてグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2010年3月29日付の受益証券販売・買戻契約（修正済）（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、野村證券をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）および運用報告書等を販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（１）ファンドの目的及び基本的性格

b. ファンドの性格

< 訂正前 >

ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドと管理会社との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書（2015年9月30日付（2015年10月30日効力発生）の修正証書により修正済）（以下合わせて「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、設立されました。資産や負債がそれぞれ別々に帰属する1つもしくは複数のポートフォリオであるシリーズ（以下それぞれを「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。ただし、トラストおよびシリーズ・トラストのいずれもケイマン諸島の法律上の独立した投資信託ではありません。本書は、マスター信託証書および2010年3月19日付追補証書（以下合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成されるシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

（後略）

< 訂正後 >

2016年8月10日まで

ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドと管理会社との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書（2015年9月30日付（2015年10月30日効力発生）の修正証書により修正済）（以下合わせて「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、設立されました。資産や負債がそれぞれ別々に帰属する1つもしくは複数のポートフォリオであるシリーズ（以下それぞれを「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。ただし、トラストおよびシリーズ・トラストのいずれもケイマン諸島の法律上の独立した投資信託ではありません。本書は、マスター信託証書および2010年3月19日付追補証書（以下合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成されるシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

2016年8月11日以降

ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「前受託会社」といいます。）と管理会社との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書（2015年9月30日付の修正証書および2016年7月26日付（2016年8月11日効力発生）の退任および任命に関する証書（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）と前受託会社と管理会社との間で締結。これによりトラストの受託会社として、受託会社が前受託会社の後任となりました。）により修正済、さらに2016年8月11日付の修正証書により修正済）（以下「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、ケイマン諸島の信託法に基づきオープン・エンド型の追加型投資信託として設立されました。資産や負債がそれぞれ別々に帰属する1つもしくは複数のポートフォリオであるシリーズ（以下それぞれを「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。ただし、トラストおよびシリーズ・トラストのいずれもケイマン諸島の法律上の独立した投資信託ではありません。本書は、マスター信託証書および前受託会社と管理会社との間で締結された2010年3月19日付追補証書（以下「追補証書」といい、マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成されるシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

（後略）

（2）ファンドの沿革

< 訂正前 >

1991年7月8日	管理会社設立
2009年8月7日	マスター信託証書締結
2010年3月19日	追補証書締結
2010年5月28日	ファンドの運用開始
2015年9月30日	修正証書締結
2015年10月30日	2015年9月30日付修正証書の効力発生

< 訂正後 >

2016年8月10日まで

1991年 7 月 8 日	管理会社設立
2009年 8 月 7 日	マスター信託証書締結
2010年 3 月19日	追補証書締結
2010年 5 月28日	ファンドの運用開始
2015年 9 月30日	修正証書締結
2015年10月30日	2015年 9 月30日付修正証書の効力発生

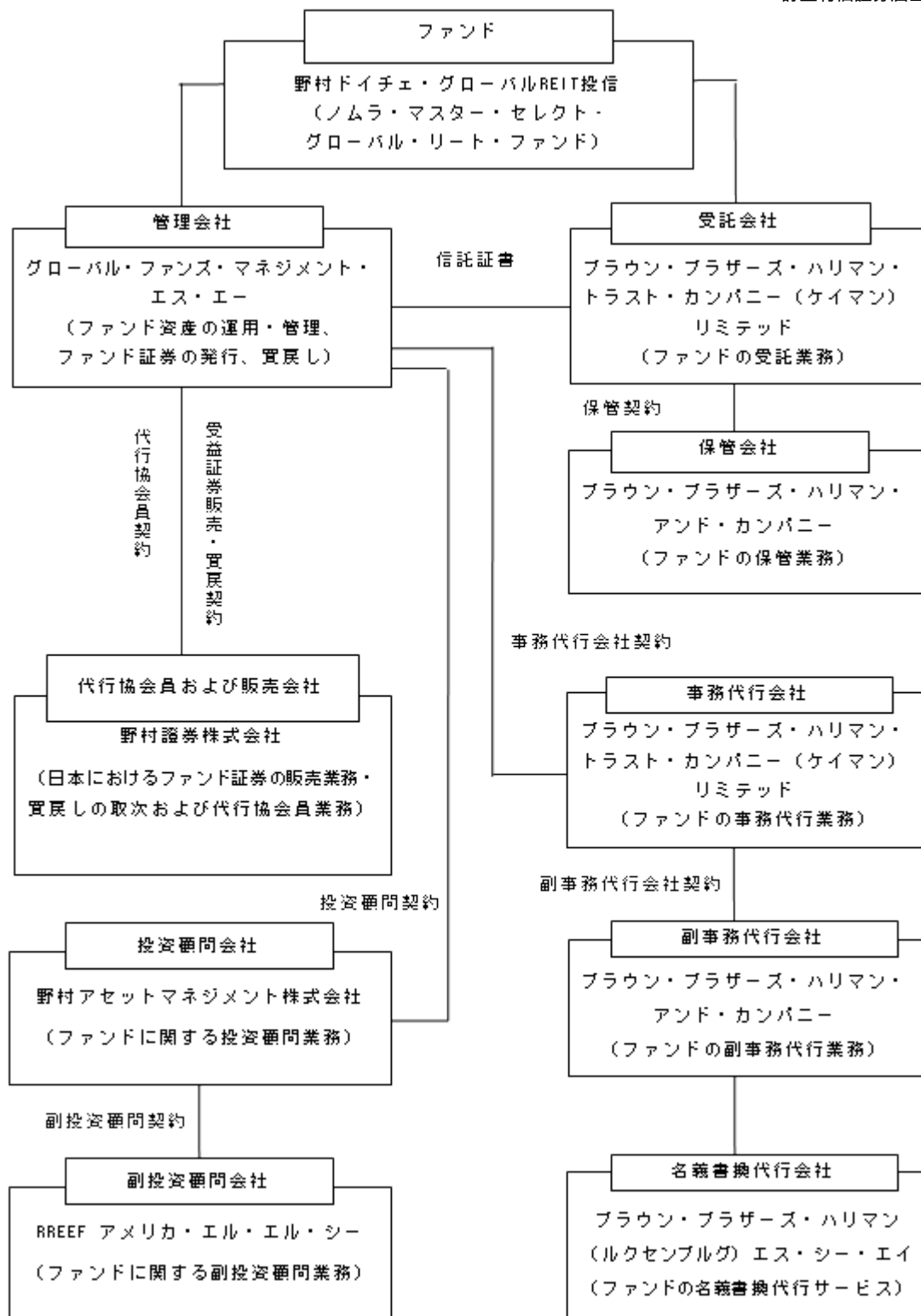
2016年 8 月11日以降

<u>1991年 7 月 8 日</u>	<u>管理会社設立</u>
<u>2009年 8 月 7 日</u>	<u>マスター信託証書締結</u>
<u>2010年 3 月19日</u>	<u>追補証書締結</u>
<u>2010年 5 月28日</u>	<u>ファンドの運用開始</u>
<u>2015年 9 月30日</u>	<u>修正証書締結</u>
<u>2015年10月30日</u>	<u>2015年 9 月30日付修正証書の効力発生</u>
<u>2016年 8 月11日</u>	<u>修正証書締結</u>

（ 3 ）ファンドの仕組み

< 訂正前 >

ファンドの仕組み
ファンドの関係法人



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド （Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited） （以下「受託会社」または「事務代行会社」といいます。）	受託会社および事務代行会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。2009年8月7日付で管理会社との間で事務代行会社契約（契約の対象にファンドを追加するため、2010年3月31日付で修正済）（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注¹）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー （Brown Brothers Harriman & Co.） （以下「保管会社」または「副事務代行会社」といいます。）	保管会社および副事務代行会社	2009年8月7日付で受託会社との間で保管契約（契約の対象にファンドを追加するため、2010年3月31日付で修正済）（以下「保管契約」といいます。）（注²）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2009年8月26日付で事務代行会社との間で副事務代行会社契約（随時修正されます。）（以下「副事務代行会社契約」といいます。）（注³）を締結。ファンドの管理業務の委託について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員および販売会社	2010年3月29日付で管理会社との間で代行協会員契約（2015年5月20日付（2015年6月26日付で効力発生）の変更契約で修正済）（以下「代行協会員契約」といいます。）（注⁴）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注⁵）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2010年3月19日付で管理会社との間で投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注⁶）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。
RREEF アメリカ・エル・エル・シー （RREEF America L.L.C.） （以下「副投資顧問会社」といいます。）	副投資顧問会社	2010年3月19日付で投資顧問会社との間で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約」といいます。）（注⁷）を締結。ファンドに関する副投資顧問業務について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ （Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.） （以下「名義書換代行会社」といいます。）	名義書換代行会社	副事務代行会社契約に基づいて名義書換代行会社が任命されています。

（注¹）事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび名義書換代行サービスを含む管理業務一般を遂行する契約です。

（注²）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、ファンド資産の保管等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注³）副事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドの会計および管理業務を副事務代行会社に対し委託する契約です。

（注⁴）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券1口当り純資産価格の公表ならびに目論見書および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注⁵）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

（注⁶）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドの資産を投資し、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に関し、投資顧問会社の裁量で為替取引を行うことを約する契約です。

(注7) 副投資顧問契約とは、副投資顧問会社が、ファンドの資産(REIT等への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に帰属するファンドの資産の部分を除きます。)の投資について責任を負う契約です。

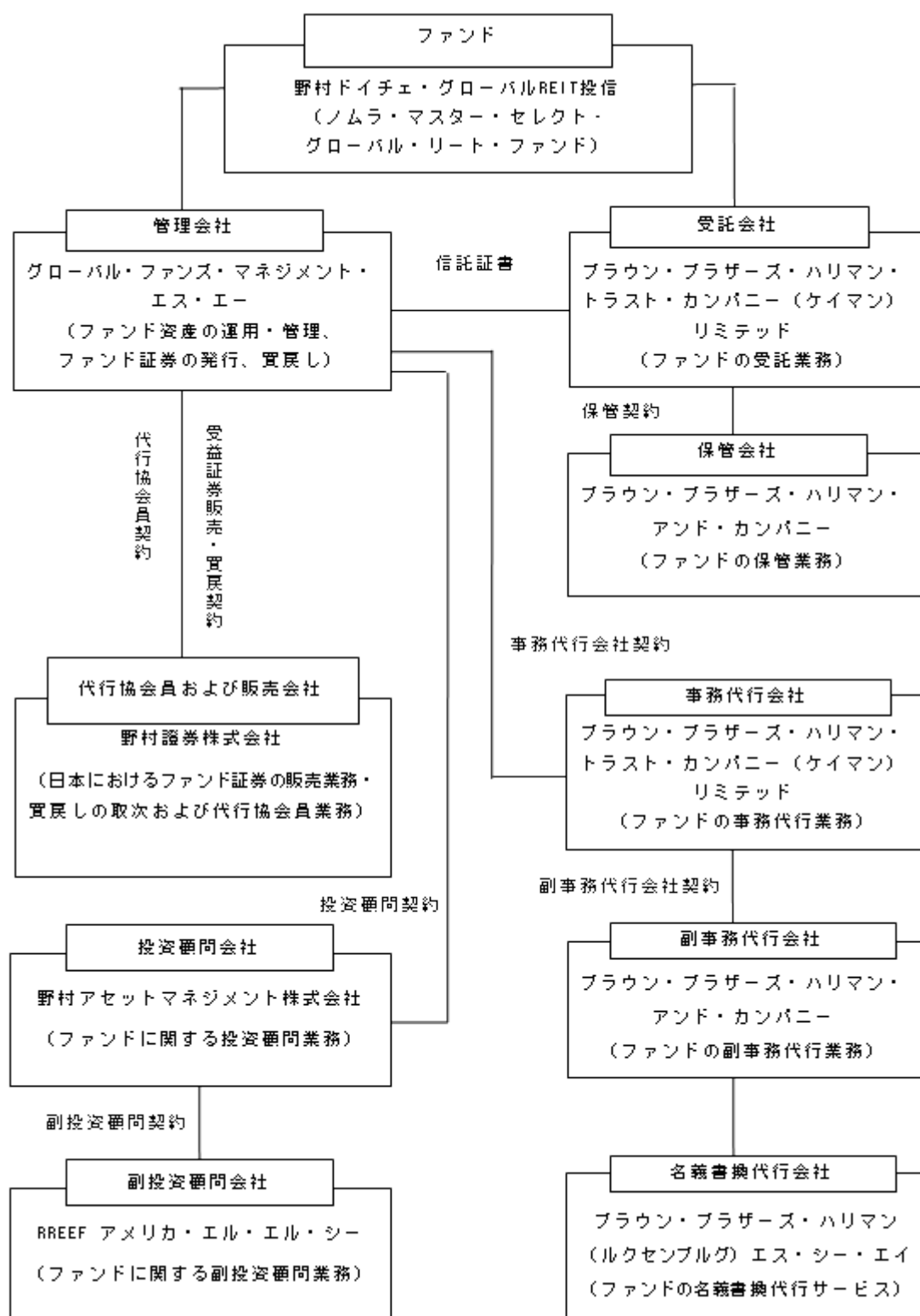
(後略)

<訂正後>

2016年8月10日まで

ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited) (以下「受託会社」または「事務代行会社」といいます。)	受託会社および事務代行会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。2009年8月7日付で管理会社との間で事務代行会社契約（契約の対象にファンドを追加するため、2010年3月31日付で修正済）（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注 ¹ ）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.) (以下「保管会社」または「副事務代行会社」といいます。)	保管会社および副事務代行会社	2009年8月7日付で受託会社との間で保管契約（契約の対象にファンドを追加するため、2010年3月31日付で修正済）（以下「保管契約」といいます。）（注 ² ）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2009年8月26日付で事務代行会社との間で副事務代行会社契約（随時修正されます。）（以下「副事務代行会社契約」といいます。）（注 ³ ）を締結。ファンドの管理業務の委託について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員および販売会社	2010年3月29日付で管理会社との間で代行協会員契約（2015年5月20日付（2015年6月26日付で効力発生）の変更契約で修正済）（以下「代行協会員契約」といいます。）（注 ⁴ ）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注 ⁵ ）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2010年3月19日付で管理会社との間で投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注 ⁶ ）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。
RREEF アメリカ・エル・エル・シー (RREEF America L.L.C.) (以下「副投資顧問会社」といいます。)	副投資顧問会社	2010年3月19日付で投資顧問会社との間で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約」といいます。）（注 ⁷ ）を締結。ファンドに関する副投資顧問業務について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.) (以下「名義書換代行会社」といいます。)	名義書換代行会社	副事務代行会社契約に基づいて名義書換代行会社が任命されています。

（注¹）事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび名義書換代行サービスを含む管理業務一般を遂行する契約です。

（注²）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、ファンド資産の保管等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注³）副事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドの会計および管理業務を副事務代行会社に対し委託する契約です。

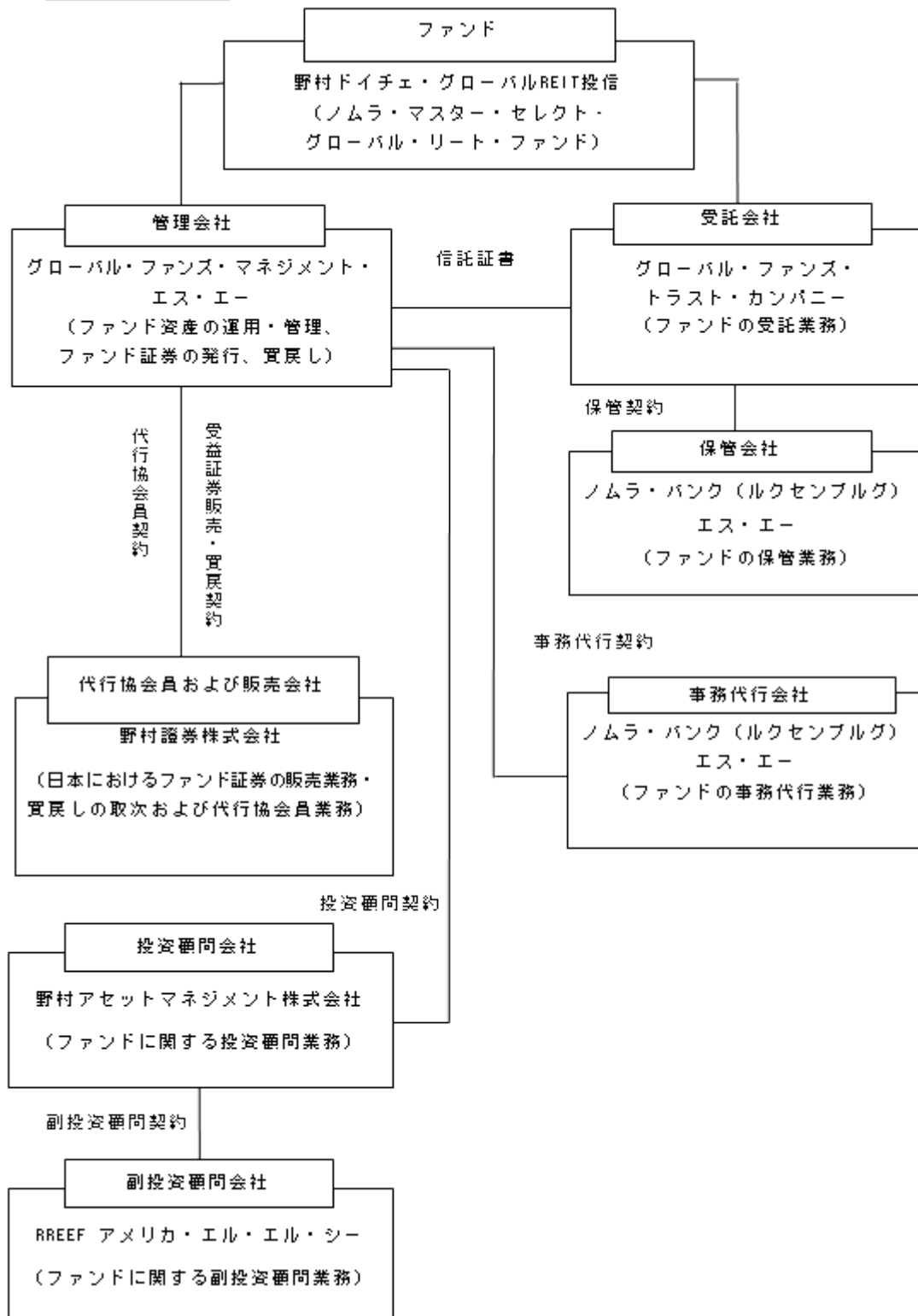
（注⁴）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券1口当り純資産価格の公表ならびに目論見書および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。
- (注6) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドの資産を投資し、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に関し、投資顧問会社の裁量で為替取引を行うことを約する契約です。
- (注7) 副投資顧問契約とは、副投資顧問会社が、ファンドの資産（REIT等への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に帰属するファンドの資産の部分を除きます。）の投資について責任を負う契約です。

2016年8月11日以降

ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。)	保管会社および事務代行会社	ファンドに関し、2016年8月11日付で受託会社との間で保管契約（以下「保管契約」といいます。）（注1）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 ファンドに関し、2016年8月11日付で管理会社との間で事務代行契約（以下「事務代行契約」といいます。）（注2）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員および販売会社	2010年3月29日付で管理会社との間で代行協会員契約（修正済）（以下「代行協会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2010年3月19日付で管理会社との間で投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注5）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。
RREEF アメリカ・エル・エル・シー (RREEF America L.L.C.) (以下「副投資顧問会社」といいます。)	副投資顧問会社	2010年3月19日付で投資顧問会社との間で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約」といいます。）（注6）を締結。ファンドに関する副投資顧問業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、ファンド資産の保管等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）事務代行契約とは、事務代行会社が、会計、純資産評価、受益証券の発行および買戻しを含むファンドの事務管理業務を提供する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券1口当り純資産価格の公表ならびに目論見書および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

（注5）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドの資産を投資し、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に関し、投資顧問会社の裁量で為替取引を行うことを約する契約です。

（注6）副投資顧問契約とは、副投資顧問会社が、ファンドの資産（REIT等への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に帰属するファンドの資産の部分を除きます。）の投資について責任を負う契約です。

（後略）

3 投資リスク

リスク要因

a. リスク要因

< 訂正前 >

（前略）

特定のデリバティブに関連するリスク： 以下のリスクにご留意下さい。

（中略）

その他のリスク： このほか、以下のようなリスクにご留意下さい。

（中略）

分配： 分配は、収益もしくは当初元本および／または売買益から行うことができます。そのため、分配が、実質的には投資家の当初元本または売買益の支払となる可能性があり、この場合、分配金額が売買益を超過した分だけ当該元本が減少します。したがって、元本の保全を求める投資家は、ファンドの投資対象の価値の低下は、資産価値の減少だけではなく、分配の形式による投資家への元本の払戻しによっても生じる可能性があるという点を考慮されることを強くお勧めします。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

2016年8月10日まで

特定のデリバティブに関連するリスク： 以下のリスクにご留意下さい。

（中略）

その他のリスク： このほか、以下のようなリスクにご留意下さい。

（中略）

分配： 分配は、収益もしくは当初元本および／または売買益から行うことができます。そのため、分配が、実質的には投資家の当初元本または売買益の支払となる可能性があり、この場合、分配金額が売買益を超過した分だけ当該元本が減少します。したがって、元本の保全を求める投資家は、ファンドの投資対象の価値の低下は、資産価値の減少だけではなく、分配の形式による投資家への元本の払戻しによっても生じる可能性があるという点を考慮されることを強くお勧めします。

2016年8月11日以降

特定のデリバティブに関連するリスク： 以下のリスクにご留意下さい。

証券先渡契約および差額決済取引： これらの契約の買い手または売り手のリスクは、原証券の価値が変動することです。原証券の価値が変動した場合、契約の評価額が上下します。（清算機関を通じて決済がなされる）先物契約と異なって、OTC先渡契約および差額決済取引は、二当事者間で、相対で取引されるため、標準化されていません。さらに、先物契約の場合と異なり契約当事者が互いに相手方当事者の信用リスクを負う必要があり、このリスクを軽減するために担保が設定されます。また、これらの契約は取引所で取引されておらず、証拠金の時価評価の必要がないため、買い手は当初、ほぼすべての資金流出を回避することができます。

金利先物および債券先物： 上場先物に関して売り手または買い手が負うリスクは、参照指数／参照証券／参照契約／参照債券の価格変動リスクです。先物契約は、将来到来する日において一定の経済的移転を行うことを約束する先渡契約です。当該契約で定める期日までに、価値の交換が行われます。契約の大半は現金決済で、現物の受渡しも選択可能ですが、投資対象商品の受渡しが行われることはまれです。先物取引は、標準化された条件を有し、公式な取引所で取引され、監督機関の規制下にあり、清算機関による保証を受けるといった点において、一般の先渡契約とは区別されます。また、支払を確保するため、先物には、当初証拠金制度、および投資対象原資産の市場価格に応じて変動し、日々ベースで決済される証拠金制度の両方が設けられています。

上場オプションとOTCオプション： オプションは複雑な商品であり、その価値は、とりわけ（オプションが取引された時点および将来の現物価格に対する）原資産の行使価格、オプションの満期までの期間、（ヨーロッパタイプまたはアメリカンタイプ等の）オプションのタイプ、およびボラティリティを含む多くの変動要素に依拠しています。オプションが本質的な価値を有する場合（すなわち「イン・ザ・マネー」の場合）、または行使価格が原資産の価格に近い場合（「ニア・ザ・マネー」の場合）においてオプションに由来する最も大きなリスクは、原資産に内在する市場リスクです。かかる場合において、原資産の価値の変動はオプションの価値の変動に重大な影響を及ぼします。その他の変動要素については、行使価格が原資産の価格と離れていればいるほど、かかる影響が大きくなります。取引所で取引され、清算機関を通じて決済がなされるオプション契約と異なり、OTCオプション契約は二当事者間で相対で取引されるため、標準化されていません。さらに、契約当事者が互いに相手方当事者の信用リスクを負う必要があり、このリスクを軽減するために担保が設定されます。OTCオプションの流動性は、上場オプションと比べて低くなる可能性があり、これによってオプション・ポジションを手仕舞いできる可能性またはかかる手仕舞いがなされる時の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利スワップ： 金利スワップは、通常、利払い時の固定金利と変動金利を参照指標に基づいて交換します。金利スワップの想定上の元本は交換されることはなく、固定金利分および変動金利分のみ交換されます。2つの金利の支払日が重なった場合、通常は一度の差金決済が行われます。この種類のデリバティブの市場リスクは固定金利と変動金利の参照指標が変化することに起因します。金利スワップは二当事者間の相対取引契約であり、両者の要望に応じて組成することができます。その結果、各当事者は相手方当事者の信用リスクを負うことになり、このリスクを軽減するために担保が設定されます。

外国為替取引： この取引では、特定の日に、ある通貨建ての金額を、異なる通貨建ての金額と交換します。その場合、その取引の価額は外国為替レートの動きに応じて、為替先渡しの場合は金利差にも応じて変動します。かかる取引が、ファンドの基準通貨（米ドル）ではない通貨のエクスポージャーにかかる通貨を売り、基準通貨（米ドル）を買う為替取引を行う目的で使われる限りにおいて、当該為替取引の額と、ファンドの純資産額は必ずしも一致しないため、期待した投資効果が得られない場合があります。取引の全額が特定の日に交換されるため、契約を締結した取引相手方が、ファンドによる支払日以降、当該ファンドが取引相手方から支払われるべき金額の受領日以前にデフォルトに陥った場合、当該ファンドは、受領しなかった金額について取引相手方の信用リスクにさらされ、取引の元本の全額を失うことがあります。

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）： この取引は、信用デリバティブであり、原証券または原証券バスケットの市場で認知された信用力に応じて市場価格が変動します。プロテクションが売却された場合、ファンドはあたかも実際に原証券または原証券バスケットを購入したかのように原証券または原証券バスケットと同様のクレジット・エクスポージャーを有します。プロテクションが購入され、原証券（または原証券バスケットのうちの1つの証券）がデフォルトとなった場合、ファンドはスワップの取引相手方から、スワップの想定上の元本とデフォルト時点に市場によって決定される予想回収額との差額に基づいた支払を受けます。このスワップ契約は二当事者間の契約であるため、各当事者は取引相手方の信用リスクを負うこととなります。このリスクを軽減するために担保が設定されます。CDSのドキュメンテーション・リスクはISDA基準を遵守することによって軽減されます。CDSの流動性は原証券および原証券バスケットの流動性と比べて低くなる可能性があり、これによってCDSポジションを一括清算できる可能性またはかかる一括清算が行われる時の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

インフレ・インデックス・スワップ： この種類の商品の市場リスクは取引で利用される2つの参照指標（そのうちの1つはインフレ指標です。）に関して使用される参照指標が変化することに起因しています。これは二当事者間の契約であるため、両者の要望に応じて組成することができます。その結果、各当事者は他方当事者の信用リスクを負うことになり、こうしたリスクを軽減するために担保が設定されます。インフレ・インデックス・スワップは、通常、固定された最終支払額と固定されていない支払額（通常、スワップの変動はいずれかの主要通貨で表示されたインフレ指標に連動しています。）との交換です。

その他のリスク： このほか、以下のようなリスクにご留意下さい。

制度変更リスク： ファンドおよび受益者は、日本、ケイマン諸島、英国、米国、ルクセンブルグおよび投資が行われるその他の法域の政府規制や税制の変更またはこれらに関する解釈の変更により、直接またはファンドが保有するREIT等を通して悪影響を受ける可能性があります。

為替変動リスク： 外国為替レートの変動が、各クラスの受益証券の買付申込金額、買戻代金および分配金に影響を及ぼす場合があります。投資家は、ファンドのクラスの受益証券への投資に際し、日本円を当該表示通貨に換算する場合、表示通貨と日本円との為替変動の影響を直接受けますので、ファンドのクラスの受益証券への投資が、当該表示通貨では元金を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算した場合では投資元金を割り込むことで損失が生じる場合があることにご留意下さい。

外国課税リスク： REIT等の発行会社の所在する法域が、ケイマン諸島と該当する租税条約を結んでいない場合、ファンドが受け取る当該REIT等の配当金について、ファンドに軽減税率が適用されない場合があります。

分配： 分配は、収益もしくは当初元本および／または売買益から行うことができます。そのため、分配が、実質的には投資家の当初元本または売買益の支払となる可能性があり、この場合、分配金額が売買益を超過した分だけ当該元本が減少します。したがって、元本の保全を求める投資家は、ファンドの投資対象の価値の低下は、資産価値の減少だけではなく、分配の形式による投資家への元本の払戻しによっても生じる可能性があるという点を考慮されることを強くお勧めします。

上記のリスク要因は、すべてのリスクを完全に網羅したものではありません。

（後略）

b. ファンドに関する利益相反

< 訂正前 >

受託会社および管理会社

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはトラストに関連するその他の当事者の各々（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、計算代理人、執行代理人、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

（中略）

保管会社

保管会社およびその関係者は、（ ）保管会社もしくはその関係者に対するもしくはこれらによる、ファンドの投資対象の売却、購入もしくは貸付を本人もしくは仲介者として取引し、（ ）ファンドの利益に悪影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する他の顧客に対し、保管者、副保管者、受託者、代理人、証券ディーラー、投資マネージャーとして、もしくはその他の資格において行為し、または（ ）保管会社自ら、もしくはファンドの勘定で同様のもしくは類似の資産を保有もしくは取引しているかにかかわらず、自己勘定の利益のために、もしくはファンドに悪影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する他の顧客の勘定の利益のために、あらゆる方法で資産を購入し、保有し、貸出しもしくは取引することを妨げられないものとします。

（後略）

< 訂正後 >

2016年8月10日まで

受託会社および管理会社

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはトラストに関連するその他の当事者の各々（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、計算代理人、執行代理人、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

（中略）

保管会社

保管会社およびその関係者は、（ ）保管会社もしくはその関係者に対するもしくはこれらによる、ファンドの投資対象の売却、購入もしくは貸付を本人もしくは仲介者として取引し、（ ）ファンドの利益に悪影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する他の顧客に対し、保管者、副保管者、受託者、代理人、証券ディーラー、投資マ

ネージャーとして、もしくはその他の資格において行為し、または（ ）保管会社自ら、もしくはファンドの勘定で同様もしくは類似の資産を保有もしくは取引しているかにかかわらず、自己勘定の利益のために、もしくはファンドに悪影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する他の顧客の勘定の利益のために、あらゆる方法で資産を購入し、保有し、貸出しもしくは取引することを妨げられないものとします。

2016年8月11日以降

受託会社、管理会社、投資顧問会社、事務代行会社および保管会社の利益は、ファンドおよびその投資家に関する利益とさまざまな形で対立します。かかる利益相反には以下の事項が含まれます。

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらのそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはその他の当事者の各々（以下それぞれを「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンド（ファンドが投資する対象ファンドを含みます。）の受託者、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。適用法令に従い、関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。

上記の一般性を制限することなく、受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社の役務提供はファンドに限られず、各々は、各当事者が設定する条件に基づき、ファンドと異なる他の信託に対し、また他の投資信託および他の類似のスキームのために、類似のまたは他の役務を設定しまたは提供することができます。また、自己使用および自己利益のために、これらにより支払われる報酬またはその他の金額を留保することができます。ただし、トラストまたはファンドの運用およびこれらに関する情報は機密とし、トラストおよびファンド独自のものとみなされます。当事者は、当事者またはその使用人もしくは代理人が、かかる当事者が同様の役務を他者に提供する過程において、またはその他の資格もしくは他のあらゆる方法における事業の過程（ファンドに関する義務を履行する過程を除きます。）において、知ることのできる事実または事柄について影響を受けないものとし、またかかる事実または事柄について、その他の当事者に対する開示義務を負わないものとします。

適用法令に従い、

- (a) 関係当事者（受託会社を除きます。）は、ファンドに関し、受益証券の保有者となり、自らが適切と判断する場合、かかる受益証券を保有し、売却し、またはその他の取扱いをすることができます。
- (b) 関係当事者は、ファンドに関し、ファンドが同様のまたは類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。ただし、ファンドの資産を関係当事者またはかかる関係当事者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定が購入または売却した場合、かかる取引が公開市場において行われ、それぞれ、その時点でのかかる市場における信用力のある取引相手方と同様の規模および同様の特徴を有する取引において適用される最善の条件で成立した場合の状況よりもファンドを悪い状況に陥らせないものとします。
- (c) 関係当事者は、ファンドに関し、受託会社、管理会社、受益者またはファンドもしくはファンドの資産にその証券が含まれている発行体との間で、契約を交わす金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引から利益を得ることができます。関係当事者は、ファンドおよび受益者に対する受託会社の義務に常に従い、関係する当事者間の関係性のみを理由としてかかる契約または取引に関する説明責任を要求されないものとします。
- (d) 関係当事者は、ファンドに関し、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

ただし、保管会社は、ファンドの投資対象の売買において、受託会社の事前の承認を得ずに実質所有者として取引はしないものとします。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの資金または借入金に関して、銀行、貸主または出資者として行為する場合、かかる資格においてすべての通常の銀行業務または貸付業務の利益を留保する資格を有するものとします。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの保管者、事務代行者、執行代理人または計算代理人として行為する場合、その各々は、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関するすべての通常の報酬および費用を請求し、これを留保する資格を有するものとします。

利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

（後略）

4 手数料等及び税金

（３）管理報酬等

<訂正前>

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

（中略）

副投資顧問会社の報酬 副投資顧問会社は、当該月の最終日から90暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができます。

2015年4月30日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	18,526米ドル
受託会社の報酬	10,181米ドル
事務代行会社の報酬	132,341米ドル
保管会社の報酬	295,093米ドル
代行協会の報酬	463,146米ドル
投資顧問会社の報酬（副投資顧問会社の報酬を含みます。）	926,291米ドル

<訂正後>

2016年8月10日まで

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

（中略）

副投資顧問会社の報酬 副投資顧問会社は、当該月の最終日から90暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができます。

2016年8月11日以降

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

管理会社が、ファンドの報酬の取決めに関する修正を提案した場合、管理会社は、その効力が生じる前に、受託会社およびファンドのシリーズ・トラスト決議により受益者名簿に記載されているすべての受益者から修正の承認を得るものとします。ただし、報酬の減額の場合は、影響を受ける受益者に対して10暦日前までに事前通知を行うことにより修正することができます（当該受益者は通知期間を放棄することができます。）。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

当該報酬は、（ ）投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ ）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

受託会社の報酬 受託会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相

当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

受託会社が、ファンドの報酬の取決めに関する修正を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社およびファンドのシリーズ・トラスト決議により受益者名簿に記載されているすべての受益者から修正の承認を得るものとします。ただし、報酬の減額の場合は、影響を受ける受益者に対して10暦日前までに事前通知を行うことにより修正することができます（当該受益者は通知期間を放棄することができます。）。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

当該報酬は、信託証書に基づく義務の履行への対価として受託会社が受領します。

保管会社の報酬 保管会社は、保管契約に基づき、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.30%以内に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

保管会社は、保管契約に基づき、その役務に対する報酬として、取引の種類により異なりますが、一般に一取引につき15米ドルから100米ドルである取引報酬を、ファンドの資産から受け取ることができ、また適正に負担した立替実費の支払をファンドの資産から受け取ることができます。保管会社はまた、（ ）受託会社と保管会社との間で随時合意した金額で、保管会社がファンドの勘定で行ったすべての補助的な業務に係る補助費（投資顧問会社により保管会社に対して通知される、ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従った外国為替取引の処理を含みますが、これらに限られません。）ならびに（ ）保管会社が保管契約に従い、その役務の規定に関連してファンドの勘定で合理的に負担したすべての適正な立替実費および経費につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、管理業務契約に基づき、その役務に対する報酬として、（ ）会計年度ベースで四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.08%に相当する額および（ ）ファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

事務代行会社はまた、監査確認書の発行、中間財務諸表の作成またはルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則（以下「LUX GAAP」といいます。）以外の会計原則の使用等の、特定の事務代行業務の履行につき、当該業務に対して事務代行会社と管理会社との間で合意される報酬を、ファンドの資産から受け取ることができます。

事務代行会社はまた、事務代行会社が管理業務契約に従い、その役務の規定に関連してファンドの勘定で合理的に負担したすべての適正な立替実費および経費につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

代行協会の報酬 代行協会は、代行協会としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、本書の規定に基づき算出される当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

2016年8月11日（同日を含みます。）から2016年10月31日までの期間の報酬は、日割り計算されます。

当該報酬は、（ ）ファンドの目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務、（ ）純資産価格の公表業務、および（ ）これらに付随する業務への対価として受領されます。

代行協会契約に定める条項に従い、管理会社（またはその受任者）は、代行協会が代行協会としての資格においてファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会は、管理会社（またはその受任者）に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

なお、代行協会は管理会社の承認を得たうえで、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務への対価として、代行協会報酬から報酬を支払う場合があります。

販売会社の報酬 販売会社は、受益証券販売・買戻契約に従いその役務を提供するに当たって、本書の規定に基づき算定される、会計年度ベースで四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%に相当する額の報酬を、当該四半期の最終日から60暦日以内に、米ドルで四半期毎に後払いにてファンドの資産から受け取ることができます。

2016年8月11日（同日を含みます。）から2016年10月31日までの期間の報酬は、日割り計算されます。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、ファンドの定められた投資目的および方針を達成することを目指して、かつファンドの目論見書および信託証書に従って、投資判断を行い、ファンドの資産を投資および再投資することへの対価として受領されます。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費（ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻し費用を含みますが、これらに限られません。）につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

副投資顧問会社の報酬 副投資顧問会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができます。

2015年4月30日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	18,526米ドル
受託会社の報酬	10,181米ドル
事務代行会社の報酬	132,341米ドル
保管会社の報酬	295,093米ドル
代行協会の報酬	463,146米ドル
投資顧問会社の報酬（副投資顧問会社の報酬を含みます。）	926,291米ドル

（４）その他の手数料等

< 訂正前 >

受託会社は、設立費用（および該当する当事者によりまたは該当する当事者のために支払われた設立費用（もしあれば））をファンドの資産から支出するものとし、この費用は、１年を超えない期間で償却されます。

（後略）

< 訂正後 >

2016年8月10日まで

受託会社は、設立費用（および該当する当事者によりまたは該当する当事者のために支払われた設立費用（もしあれば））をファンドの資産から支出するものとし、この費用は、１年を超えない期間で償却されます。

2016年8月11日以降

設立費用ならびに旧受託会社およびその子会社から、受託会社、事務代行会社および保管会社へのファンドの移管について発生した費用は、LUX GAAPに基づき認められた期間で償却されます。

（後略）

第２ 管理及び運営

１ 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売手続等

< 訂正前 >

ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除きます。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（以下「ファンド営業日」といいます。）に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券１口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家（以下に定義します。）に対し受益証券を募集することができます。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上１口単位、NZドル受益証券は100口以上１口単位

位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とします。

（中略）

受益証券の譲渡

受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその受任者）が別途に要求する受託会社、管理会社、販売会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が管理会社（またはその受任者）の要求する情報を前もって提供し、かつ管理会社（またはその受任者）が、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限り、さらに、譲受人は、（ ）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、ならびに（ ）受託会社および／または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により要求するその他の事項について、受託会社および／もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社に対し、書面にて表明することを要求されます。

譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人は、譲渡証書に署名するものとします。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券に関する受益者として受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益者であるものとみなされ、かつ、かかる譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされます。譲渡証書原本および上記記載の情報が、管理会社（またはその受任者）によって受領されるまで、譲渡の登録はなされません。

< 訂正後 >

2016年8月10日まで

ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除きます。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（以下「ファンド営業日」といいます。）に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家（以下に定義します。）に対し受益証券を募集することができます。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とします。

（中略）

受益証券の譲渡

受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその受任者）が別途に要求する受託会社、管理会社、販売会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が管理会社（またはその受任者）の要求する情報を前もって提供し、かつ管理会社（またはその受任者）が、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限り、さらに、譲受人は、（ ）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、ならびに（ ）受託会社および／または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により要求するその他の事項について、受託会社および／もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社に対し、書面にて表明することを要求されます。

譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人は、譲渡証書に署名するものとします。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券に関する受益者として受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益者であるものとみなされ、かつ、かかる譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされます。譲渡証書原本および上記記載の情報が、管理会社（またはその受任者）によって受領されるまで、譲渡の登録はなされません。

2016年8月11日以降

ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除きます。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（以下「ファンド営業日」といいます。）に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家（以下に定義します。）に対し受益証券を募集することができます。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とします。

受益証券の購入に係る申込書（管理会社の承認する書面（以下「募集契約」といいます。）を用います。）は、当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに事務代行会社により受領されなければなりません。受益証券に係る支払は、保管会社に開設された口座に、当該ファンド営業日（当日を含みます。）から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている当該7ファンド営業日目の翌営業日までに受領されなければなりません。

管理会社（もしくはその受任者）は、その裁量により、受益証券の全部または一部に係る申込みを拒絶することができ、申込代金またはその差額は、申込者のリスクおよび費用負担において可及的速やかに（無利息で）返還されるものとします。

管理会社は、募集契約および／または申込代金を期限までに受領しなかった場合、募集契約および申込代金を受領した日の翌ファンド営業日までかかる申込みを保留し、当該ファンド営業日における価格にて受益証券を発行することができます。管理会社またはその代理としての事務代行会社により受領された受益証券の申込みは、一般的な場合、特殊な場合のいずれであっても、管理会社が受託会社と協議の上で決定しない限り、取消することができないものとします。

また、管理会社（もしくはその受任者）は、その裁量により、上記のとおり適切に記入された申込みおよび支払を期限までに受領しなかった場合には、当該注文を取消することができます。

受託会社および／または管理会社（もしくはその受任者）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができます。管理会社（またはその受任者）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求されたすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書について受託会社および／または管理会社（もしくはその受任者）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとします。当該ファンド営業日から10ファンド営業日以内に、管理会社（またはその受任者）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその受任者）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して（利息を付さずに）返還するものとします。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対してのみ募集および販売されるものとします。ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島に住所を置く者（ケイマン諸島で設立された適用除外または通常の非居住会社は含まれません。）は、受益証券を保有できません。受益証券の販売が違法となる投資家への受益証券の販売および譲渡もトラストの方針により禁じられています。受託会社は、かかる禁止事項に反して販売されたか、その他取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かつこれを行行使する意向です。

「適格投資家」とは、（ ）「米国人」（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）（以下「米国証券法」といいます。）に基づく規則第902条に定義されます。）でない者・会社もしくは団体、（ ）「非米国人」（米国商品取引所法（以下「米国商品取引所法」といいます。）第4.7条に定義されます。）である者・会社もしくは団体、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者でない者、もしくはケイマン諸島に住所を置く者・会社もしくは団体（ケイマン諸島で設立された免税団体または非居住の団体を除きます。）でない者、または（ ）上記（ ）、（ ）もしくは（ ）に記載された者もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者でない者・会社もしくは団体をいいます。

受益証券は、米国証券法と州の証券法に基づく受益証券の登録および1940年米国投資会社法（その後の改正を含みます。）または米国商品取引所法に基づくトラストの登録が必要となり得るような販売を除外することを図る状況下で、非米国人である投資家に対し米国国外で募集されます。各購入者は、当該受益証券の実質所有者が適格投資家であり、受益証券の分売目的ではなく投資を目的として受益証券を購入することを証明しなければなりません。そのほか、トラストは、日本以外の法域の証券法に基づく登録の届出をしておらず、その意図もなく、したがって、投資を検討されている投資家は、受益証券の購入の前に、受益証券に関係するその市民権、居住地または住所を有する国での自らに関連する証券法およびその他法律上の要件にご留意下さい。

マネー・ロンダリング防止規制

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの融資防止を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社はマネー・ロンダリングおよびテロリストへの融資防止手続を採用しかつ維持することが義務付けられており、また受託会社は申込者に対し同人の身元および資金源を確認するための証拠の提供を要求する場合があります。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、しかるべき者に対し、マネー・ロンダリング防止手続（デューデリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を委託する場合があります。

事務代行会社は、管理会社による任命に基づき、トラストに対し、ルクセンブルグ大公国のすべての法律、規則および規制を遵守し、かつマネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資と疑われる申込者の行為の発見および報告を企図し

たマネー・ロンダリング防止の実務およびテロリストへの融資防止手続を適用します。ケイマン諸島当局は、事務代行会社がルクセンブルグ大公国の規制を遵守することにより、受託会社および管理会社が、随時改訂されるマネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）を遵守することとみなします。

受託会社および管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、申込者の身元確認義務を果たすために適切だと判断される情報を要求することができます。

申込者が、身元の確認目的で請求した情報の提出を遅滞するかまたは提出しない場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、申込みの受諾を拒絶することができます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）はまた、受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、ある受益者に買戻代金を支払うことが、当該法域において、適用あるマネー・ロンダリング防止法、テロリストへの融資防止もしくはその他の法令違反にあたり得ると疑いを抱く、もしくは他者からその旨知らされた場合、または、適用ある法域におけるかかる法令の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要もしくは適切であると受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が判断した場合には、かかる受益者への買戻代金の支払を拒絶することができます。

さらに、（受任者である事務代行会社を通じて行為する）管理会社は、マネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資に関連することを知っているかまたはそのような疑いを抱くような取引を行わないことをルクセンブルグの法律により義務付けられています。そのような状況において、事務代行会社は、当該取引またはその一部を阻止しよう命ずる関係当局に直ちに通報しなければなりません。管理会社または事務代行会社はまた、事務代行会社が義務を遵守するため請求した情報を、買戻請求を行った受益者が提出しない場合、買戻請求手続を拒絶または買戻代金の支払を延期することができます。

受託会社および管理会社（またはその代理としての事務代行会社）のいずれも、申込者による申込みもしくはその申込みに基づく受益証券の発行の拒絶もしくは延期、または申込者の買戻請求もしくはその請求に基づく代金の支払の拒絶もしくは延期の結果として申込者が被った損失につき、申込者に対し責任を負いません。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは疑いを抱き、またはかかる知見もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または疑いに関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または疑いを、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（2014年改正）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2015年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

ファンドは、ケイマン諸島以外の法域のマネー・ロンダリング防止規制に服します。受託会社および管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、マネー・ロンダリング防止上のすべての義務を履行するために必要な追加情報を、受益者および受益者になると見込まれる者に請求することができます。申込みにより、受益者になると見込まれる者は、受託会社または管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、かかる受益者の情報を、ケイマン諸島およびその他の法域の双方におけるマネー・ロンダリングおよび同様の事項に関する請求に応じて、規制当局その他に対し開示することに同意します。

受益証券の譲渡

受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書（管理会社（またはその受任者）が随時承認する様式によります。）によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその受任者）が別途に要求する受託会社、管理会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が管理会社（またはその受任者）の要求する情報を前もって提供し、かつ受託会社が、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限りです。さらに、譲受人は、（ ）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、ならびに（ ）受託会社または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により要求するその他の事項について、受託会社および管理会社に対し、書面にて表明することを要求されます。

譲渡人および譲受人または譲受人の代理人は、譲渡証書に署名するものとします。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券に関する受益者として受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益者であるものとみなされ、かつ、かかる譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされます。譲渡証書原本および上記記載の情報が、受託会社または管理会社（もしくはその受任者）によって受領されるまで、譲渡の登録はなされません。

2 買戻し手続等

（イ）海外における買戻し手続等

< 訂正前 >

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができます。

（中略）

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社（もしくはその受任者）が決定した場合、または管理会社（もしくはその受任者）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその受任者）は、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却するよう要求する旨、書面により通知し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその受任者）に提供するよう指示することができ、上記が満たされない場合、管理会社（またはその受任者）は、当該受益証券の買戻しおよび消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日に当たるファンド営業日に決定される豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の1口当り純資産価格です。

< 訂正後 >

2016年8月10日まで

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができます。

（中略）

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社（もしくはその受任者）が決定した場合、または管理会社（もしくはその受任者）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその受任者）は、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却するよう要求する旨、書面により通知し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその受任者）に提供するよう指示することができ、上記が満たされない場合、管理会社（またはその受任者）は、当該受益証券の買戻しおよび消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日に当たるファンド営業日に決定される豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の1口当り純資産価格です。

2016年8月11日以降

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができます。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、一般的な場合、特殊な場合のいずれであっても、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消すことができないものとします。各買戻通知は、豪ドル受益証券1口、NZドル受益証券1口もしくは米ドル受益証券1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数で行われます。

買戻通知は原則として、（受託会社および管理会社（またはその受任者）の要求する根拠情報および根拠文書とともに）当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに、事務代行会社がこれを受領するものとします。

受益証券1口当り買戻価格は、当該ファンド営業日における豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の1口当り純資産価格とします。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの受益証券の通貨建てで電信送金されるものとします。買戻代金は、当該ファンド営業日（当日を含みます。）から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている当該7ファンド営業日目の翌営業日までに送金される予定です。

管理会社（またはその受任者）は、後記「4（1）資産の評価」の「純資産価格の決定および/または受益証券の買戻しの停止」に記載される状況の場合、買戻請求の全部または一部を停止し、拒絶しまたは取消すことができます。純資産価格の決定が、後記「4（1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻しては

ならないものとし、当該純資産価格の決定が停止された場合、受益証券の買戻しを行う当該受益者の権利は同様に停止されます。 管理会社は、受託会社および／または投資顧問会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消すことができ、また買戻代金の支払を延期することができます。

管理会社（またはその受任者）はまた、大量の買戻請求に対して、円滑にファンドを運用するための防衛策として、ファンドの規模、市場の流動性および／または関係があると思われるその他の条件に鑑み、買戻請求の受付数量を制限し、またはファンド営業日の午後５時（東京時間）より前に買戻請求の受付を停止することができます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社（もしくはその受任者）が決定した場合、または管理会社（もしくはその受任者）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその受任者）は、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却するよう要求する旨、書面により通知し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその受任者）に提供するよう指示することができ、上記が満たされない場合、管理会社（またはその受任者）は、当該受益証券の買戻しおよび消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券１口当たり買戻価格は、当該強制買戻日に当たるファンド営業日に決定される豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の１口当たり純資産価格です。

4 資産管理等の概要

（１）資産の評価

<訂正前>

各ファンド営業日において、14時現在（ニューヨーク時間）の評価額に基づき、管理会社（またはその受任者）は、IFRSに従って、純資産総額を計算します。ファンド営業日の純資産総額は、（ ）ファンドの資産の価値を評価し、（ ）その評価額からファンドの負債を控除して（この際、受益証券のークラスのみに帰属する資産または負債を無視します。）、米ドル建てで計算されます。

（中略）

純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しの停止

管理会社（またはその受任者）は、受託会社と協議の上、以下の全部または一部の期間中において、純資産価格の計算および／もしくは受益証券の買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻代金の支払期限を延期することができます。

（中略）

管理会社（またはその受任者）は、受益者名簿に記載されているすべての受益者 に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

<訂正後>

2016年8月10日まで

各ファンド営業日において、14時現在（ニューヨーク時間）の評価額に基づき、管理会社（またはその受任者）は、IFRSに従って、純資産総額を計算します。ファンド営業日の純資産総額は、（ ）ファンドの資産の価値を評価し、（ ）その評価額からファンドの負債を控除して（この際、受益証券のークラスのみに帰属する資産または負債を無視します。）、米ドル建てで計算されます。

（中略）

純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しの停止

管理会社（またはその受任者）は、受託会社と協議の上、以下の全部または一部の期間中において、純資産価格の計算および／もしくは受益証券の買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻代金の支払期限を延期することができます。

（中略）

管理会社（またはその受任者）は、受益者名簿に記載されているすべての受益者 に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

2016年8月11日以降

2016年8月12日以降の各ファンド営業日において、管理会社（またはその受任者）は、LUX GAAPに従って、ファンドの純資産総額を計算します。ファンド営業日の純資産総額は、為替については該当するファンド営業日の午前10時頃（ルクセンブルグ時間）、またREIT等（またはその他の資産）については該当するファンド営業日の午後6時頃（ルクセンブルグ時間）における評価額に基づきファンドの資産の価値を評価し、その資産の評価額からファンドの負債を控除して、米ドル建てで計算されます。

純資産総額は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の間で、各受益証券に帰属する資産および負債（豪ドル受益証券およびNZドル受益証券双方に個別に割り当てられる為替取引の損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく各受益証券のそれぞれの保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社（またはその受任者）によって決定された合理的な割当方法に基づき

割り当てられます。ファンド営業日の午前10時現在（ルクセンブルグ時間）の適用ある為替レートで、豪ドル受益証券に帰属する純資産は豪ドルに、そしてNZドル受益証券に帰属する純資産はNZドルに換算されるものとします。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の1口当り純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に帰属する純資産をそれぞれの発行済受益証券口数で除して計算されます。

ファンドの現金その他の投資対象は、以下のとおり評価されます。

- (a) 満期日まで60日以下の短期投資対象は、（ ）市場価格、（ ）満期日の61日前時点の市場価格と額面価格との間の差額の償却、または（ ）市場価格が入手不可能である場合には償却原価、で評価されます。
- (b) 現金およびその他の流動資産は、額面価格で評価されるものとし、当座口座および預金口座の口座残高については、必要に応じてそれに経過利息を付して評価されます。
- (c) その他の資産に関しては、管理会社（もしくはその受任者）が適用ある会計原則に従って公正価格を表すと判断する価格、または管理会社（もしくはその受任者）が誠実に決定するその他の価格で評価されます。
- (d) 米ドル以外の通貨で表示される評価額については、各ファンド営業日の午前10時頃（ルクセンブルグ時間）、または管理会社（もしくはその受任者）が誠実に決定するその他の価格により米ドルに換算されます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）による、ファンドの勘定で保有される資産および負債の価値またはファンドの純資産総額または1口当り純資産価格のすべての計算は、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、かかる認証はファンドのすべての受益者にとって確定的かつ最終的であり、管理会社に対して返還請求はできません。また、管理会社は、第三者から管理会社に提供された評価額に依拠したファンドの純資産総額および1口当り純資産価格の計算の誤りについて責任を負いません。管理会社は信頼できる価格入手先、評価機関、副管理者またはその他の第三者から提供された評価額に依拠することに関して、絶対的に保護されるものとします。

純資産総額は、管理会社（またはその代理としての受任者）によって採択された下記の評価方針に基づいて決定されます。

- (a) 証券取引所で取引される証券は、評価時点で入手可能な直近の価格で評価されるか、または、管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により公正な市場価格を反映していると判断する価格で評価されます。
- (b) 証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記(a)に記載される方法と近似する方法で評価されます。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社（またはその受任者）が決定した場合（例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法）、当該評価の方法が用いられます。
- (c) 規制対象証券は、管理会社（またはその受任者）が決定する公正価格で評価されます。その決定で考慮される要因は、次のとおりです。（ ）当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、（ ）比較可能な証券の市場性の程度、（ ）予測されるキャッシュフローおよびかかるキャッシュフローの市場基準割引額の分析、（ ）制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額（もしあれば）。
- (d) 主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点の直近で入手可能な価格を参照して評価されます。
- (e) その他すべての資産は、管理会社（またはその受任者）が決定する想定される売り値で評価されます。

純資産価格の決定および/または受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、また受託会社は、管理会社と協議の上、以下の全部または一部の期間中において、ファンドの純資産額および/もしくはファンド（またはファンドのークラス）の1口当り純資産価格の計算ならびに/またはファンド（またはファンドのークラス）の受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止することができ、ならびに/またはファンド（またはファンドのークラス）の受益証券の買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払を延期することができます。

- （ ） ファンドまたはファンドの1つもしくは複数のクラスに帰属する投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- （ ） ファンドまたはファンドの1つもしくは複数のクラスに帰属する投資対象の売却が現実的でない場合、またはかかる売却がファンドもしくは当該クラスの受益証券の保有者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- （ ） ファンドもしくは1つもしくは複数のクラスに帰属する投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段に故障もしくは予期せぬ遅延が生じ、またはその他の理由によりファンドのもしくは当該

クラスに帰属する投資対象の価値もしくはその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。

() ファンドまたは1つもしくは複数のクラスに帰属する投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する期間。

() ファンドまたは当該クラスの受益証券の保有者の最善の利益のために行為する管理会社が、そうすることが良識的であると判断する期間。

() 信託証書に基づき、ファンドの全額買戻し（信託証書に定義されます。）が決定された期間。

() 該当する追補証書に規定するその他の場合が生じる期間。

() 管理会社が、受託会社と協議の上、良識的であると判断するその他の場合。

管理会社（またはその受任者）は、受益者名簿に記載されているすべての受益者 に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(3) 信託期間

<訂正前>

ファンドの存続期間は当初2015年4月30日まででしたが、2013年9月26日付の受託会社と管理会社の合意により、同日付で受益者に対して書面による通知が行われ、2020年4月30日まで延長されました。この延長は2013年10月31日付で効力を生じました。

信託証書に基づき早期に償還する場合を除き（純資産総額が1,000万ユーロ（またはその米ドル相当額）を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、決定した場合を含みますが、これに限られません。）、ファンドは、2020年4月30日の10日前までに、受益者名簿に名前のある受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除いて、2020年4月30日に償還します。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、償還するものとします。

（後略）

<訂正後>

2016年8月10日まで

ファンドの存続期間は当初2015年4月30日まででしたが、2013年9月26日付の受託会社と管理会社の合意により、同日付で受益者に対して書面による通知が行われ、2020年4月30日まで延長されました。この延長は2013年10月31日付で効力を生じました。

信託証書に基づき早期に償還する場合を除き（純資産総額が1,000万ユーロ（またはその米ドル相当額）を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、決定した場合を含みますが、これに限られません。）、ファンドは、2020年4月30日の10日前までに、受益者名簿に名前のある受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除いて、2020年4月30日に償還します。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、償還するものとします。

2016年8月11日以降

ファンドの存続期間は当初2015年4月30日まででしたが、2013年9月26日付の受託会社と管理会社の合意により、同日付で受益者に対して書面による通知が行われ、2020年4月30日まで延長されました。この延長は2013年10月31日付で効力を生じました。

ファンドは、信託証書に規定される場合において償還するものとします。

また、ファンドは、() 純資産総額が1,000万ユーロ（またはその米ドル相当額）を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、ファンドの償還を決定した場合、ならびに() 2020年4月30日（10日前までに、受益者名簿に名前のある受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除きます。）のうちいずれか早い日に償還します。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、償還するものとします。

（後略）

(5) その他

(イ) ファンドの償還

< 訂正前 >

信託証書に基づき早期に償還する場合を除き（純資産総額が1,000万ユーロ（またはその米ドル相当額）を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、決定した場合を含みますが、これに限られません。）、ファンドは、2020年4月30日の10日前までに、受益者名簿に名前のある受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除いて、2020年4月30日に償還します。

ファンドの償還の際は、管理会社（またはその受任者）は、ファンドの全借入れおよびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの償還後、管理会社（またはその受任者）が決定する方法および合理的な期間において実行され完結されるものとします。管理会社（またはその受任者）はファンドの償還後、出来るだけ速やかに、ファンドの残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取金（純額）を配分するものとします。

注）買戻請求を受けずに、信託期間を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

< 訂正後 >

2016年8月10日まで

信託証書に基づき早期に償還する場合を除き（純資産総額が1,000万ユーロ（またはその米ドル相当額）を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、決定した場合を含みますが、これに限られません。）、ファンドは、2020年4月30日の10日前までに、受益者名簿に名前のある受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除いて、2020年4月30日に償還します。

ファンドの償還の際は、管理会社（またはその受任者）は、ファンドの全借入れおよびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの償還後、管理会社（またはその受任者）が決定する方法および合理的な期間において実行され完結されるものとします。管理会社（またはその受任者）はファンドの償還後、出来るだけ速やかに、ファンドの残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取金（純額）を配分するものとします。

2016年8月11日以降

ファンドは、信託証書に規定される場合において償還するものとします。

また、ファンドは、（ ）純資産総額が1,000万ユーロ（またはその米ドル相当額）を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、ファンドの償還を決定した場合、ならびに（ ）2020年4月30日（10日前までに、受益者名簿に名前のある受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除きます。）のうちいずれか早い日に償還します。

ファンドの償還の際は、管理会社（またはその受任者）は、ファンドの全借入れおよびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの償還後、管理会社（またはその受任者）が決定する方法および合理的な期間において、一般的な市況および投資対象の条件を鑑みて実行され完結されるものとします。管理会社（またはその受任者）はファンドの償還後、出来るだけ速やかに、ファンドの残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取金（純額）を配分するものとします。

注）買戻請求を受けずに、信託期間を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

(ロ)信託証書の変更

< 訂正前 >

受託会社および管理会社は、受益者 に対し10日以上前の書面による通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者にとって最大の利益となると考える方法および範囲で、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加（以下「本信託証書の修正」といいます。）

を行うことができます。受託会社とその意見において、書面により、本信託証書の修正が、（ ）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（本信託証書の修正がなされることに伴い、追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、（ ）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、または（ ）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、本信託証書の修正には受益者の決議による承認を必要としません。本信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

<訂正後>

2016年8月10日まで

受託会社および管理会社は、受益者 に対し10日以上前の書面による通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者にとって最大の利益となると考える方法および範囲で、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加（以下「本信託証書の修正」といいます。）を行うことができます。受託会社とその意見において、書面により、本信託証書の修正が、（ ）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（本信託証書の修正がなされることに伴い、追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、（ ）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、または（ ）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、本信託証書の修正には受益者の決議による承認を必要としません。本信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

2016年8月11日以降

受託会社および管理会社は、受益者 に対し10暦日以上前の書面による通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者にとって最大の利益となると考える方法および範囲で、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加（以下「本信託証書の修正」といいます。）を行うことができます。受託会社とその意見において、書面により、本信託証書の修正が、（ ）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（本信託証書の修正がなされることに伴い、追補証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、（ ）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、または（ ）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、本信託証書の修正には受益者の決議による承認を必要としません。本信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(八)関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

（前略）

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が75日前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、（a）他方当事者が保管契約の重要な条項の不履行があり、（かかる不履行が治癒可能な場合に）もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が是正されない場合、または（b）他方当事者が解散し（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。保管契約は、トラストが償還した、または受託会社がトラストの受託会社としての職務を辞任したもしくは解任された場合、自動的に解約されます。

(中略)

(g) 副事務代行会社契約

副事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が75日前の書面による通知を行うことにより、解約されます。副事務代行会社契約はまた、(a) 副事務代行会社契約の重大な不履行が30日以内に治癒されない場合、解約事由を発生させていない当事者からの通知を書面により受領した時点で解約が有効となります。副事務代行会社契約は(b) いずれかの当事者が解散し(他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合にはいつでも、事務代行会社または副事務代行会社のいずれかにより解約され、(c) ファンドが償還した、または事務代行会社がファンドの事務代行者としての職務を辞任したもしくは解任された場合には自動的に解約されます。

<訂正後>

(前略)

2016年8月10日まで

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が75日前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、(a) 他方当事者が保管契約の重要な条項の不履行があり、(かかる不履行が治癒可能な場合に)もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が是正されない場合、または(b) 他方当事者が解散し(他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。保管契約は、トラストが償還した、または受託会社がトラストの受託会社としての職務を辞任したもしくは解任された場合、自動的に解約されます。

(中略)

(g) 副事務代行会社契約

副事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が75日前の書面による通知を行うことにより、解約されます。副事務代行会社契約はまた、(a) 副事務代行会社契約の重大な不履行が30日以内に治癒されない場合、解約事由を発生させていない当事者からの通知を書面により受領した時点で解約が有効となります。副事務代行会社契約は(b) いずれかの当事者が解散し(他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合にはいつでも、事務代行会社または副事務代行会社のいずれかにより解約され、(c) ファンドが償還した、または事務代行会社がファンドの事務代行者としての職務を辞任したもしくは解任された場合には自動的に解約されます。

2016年8月11日以降

(c) 保管契約

保管契約および保管会社の任命は、受託会社または保管会社が他方当事者に対する60暦日以上前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより解約されるまで、ファンドに関する効力を有し続けるものとします。ただし、保管契約は、(a) 他方当事者が保管契約の重要な条項の不履行があり、(かかる不履行が治癒可能な場合に)もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30暦日以内にかかる不履行が是正されない場合、または(b) 他方当事者が解散し(他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約され、効力を失います。保管契約および保管会社の任命は、信託証書に従いファンドが償還した場合、または受託会社がファンドの受託会社としての職務を辞任したもしくは解任された場合、自動的に解約されます。

(d) 事務代行契約

事務代行契約および事務代行会社の任命は、管理会社または事務代行会社のいずれかが他方当事者に対する60暦日以上前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより解約されるまで、ファンドに関する効力を有し続けるものとします。ただし、本契約は、(a) 他方当事者が本契約の条項の不履行があり、(かかる不履行が治癒可能な場合に)もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30暦日以内

にかかる不履行が是正されない場合、または（b）他方当事者が解散し（他方当事者が事前に書面にて承認したところ）に従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社により、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約され、効力を失います。事務代行契約および事務代行会社の任命は、管理会社がファンドの管理会社としての職務を辞任したもしくは解任された、または信託証書に従いファンドが償還した場合、直ちに自動的に解約されます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が他方当事者に対して、60日以上前の書面による通知を行うことにより、罰則なく解約されます。また、管理会社または投資顧問会社は、（ ）他方当事者が、その清算（他方当事者が事前に書面にて承認したところ）に従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）に係る決議を採択した、もしくは管轄裁判所が、いずれかの当事者の清算を命令した、もしくはその資産につき管財人が任命された場合、（ ）管理会社もしくは投資顧問会社に、投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また（かかる不履行が治癒可能な場合に）その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（ ）投資顧問契約を違法とする法律または規則が制定された、もしくは投資顧問契約の履行の継続が実行不可能であるもしくは望ましくない当事者が合理的に考えた場合にはいつでも、投資顧問契約を解約することができます。投資顧問契約はまた、すべての受益証券が完全に買い戻された場合、または信託証書に従ってファンドが償還した場合、自動的に解約されます。

(f) 副投資顧問契約

副投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が他方当事者に対して、60日以上前の書面による通知を行うことにより、罰則なく解約されます。また、いずれかの当事者は、他方当事者に、副投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また（かかる不履行が治癒可能な場合に）その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合にはいつでも、副投資顧問契約を解約することができます。副投資顧問契約はまた、投資顧問契約の解約に伴い解約されます。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

（イ）ファンド証券の名義書換

< 訂正前 >

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ
取扱場所 ルクセンブルグ L-2-14 BP 403 シャルル・ド・ゴール通り2-8
(2-8 Avenue Charles de Gaulle BP 403 L-2-14, Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。
名義書換の費用は徴収されません。

< 訂正後 >

2016年8月10日まで

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ
取扱場所 ルクセンブルグ L-2-14 BP 403 シャルル・ド・ゴール通り2-8
(2-8 Avenue Charles de Gaulle BP 403 L-2-14, Luxembourg)

2016年8月11日以降

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。
名義書換の費用は徴収されません。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

2 事業の内容及び営業の概況

）管理会社としての役割

<訂正前>

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

（中略）

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

<訂正後>

2016年8月10日まで

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

（中略）

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

2016年8月11日以降

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します（または手配をします）。）。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社または管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。適用ある法律に規定された事項について、管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の作為や不作為に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社、販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、受託会社の明白な同意を留保したその絶対的な裁量で、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、受託会社は直接の責任を負わないことを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産お

よび資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません（かかる受益者と別途書面により合意する場合を除きます。）。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、管理会社が決定する補償およびその他の条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知（または受託会社が同意するそれより短い期間の通知）により、トラストから辞任する、もしくは解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知日または管理会社の清算開始日から60暦日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、速やかに受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任または解任の後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

(1) 受託会社および事務代行会社

名称

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
(Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)

資本金の額

2015年6月末日現在、125万米ドル（約1億5,148万円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂済）（以下「銀行および信託会社法」といいます。）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの子会社です。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドはまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく認可された投資信託管理者です。

(2) 保管会社および副事務代行会社

名称

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
(Brown Brothers Harriman & Co.)

資本金の額

2015年6月末日現在、8億米ドル（約969億4,400万円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドの関連会社であり、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフル・サービス金融機関です。

(3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2015年8月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2015年8月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2015年6月末日現在、171億8,035万円

事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、野村グループの持株会社である、野村ホールディングス株式会社の主要子会社です。野村アセットマネジメント株式会社は、野村證券投資信託委託株式会社(1959年設立)および野村投資顧問株式会社(1981年設立)との合併を通じて、1997年10月に設立されました。野村アセットマネジメント株式会社は、直接またはその海外子会社を通じて、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。野村アセットマネジメント株式会社は、日本の金融庁の規制下にあります。

(5) 副投資顧問会社

名称

RREEF アメリカ・エル・エル・シー

資本金の額

2015年6月末日現在、18,950万米ドル(約229億6,361万円)

事業の内容

RREEF アメリカ・エル・エル・シーは、米国デラウェア州に設立された有限責任会社であり、米国証券取引委員会に登録された投資助言会社です。副投資顧問会社は、1975年より機関投資家に不動産投資顧問業務を提供しており、さらに1993年より不動産証券の投資助言業務を提供しています。

(6) 名義書換代行会社

名称

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ

(Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)

資本金の額

2015年6月末日現在、1,209万米ドル(約14億6,507万円)

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイは、1989年に設立され、名義書換代行サービスを提供します。

<訂正後>

2016年8月10日まで

(1) 受託会社および事務代行会社

名称

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

(Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)

資本金の額

2015年6月末日現在、125万米ドル(約1億5,353万円)

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改訂済)(以下「銀行および信託会社法」といいます。)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カン

パニーの子会社です。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドはまた、
ミューチュアル・ファンド法に基づく認可された投資信託管理者です。

(2) 保管会社および副事務代行会社

名称

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

(Brown Brothers Harriman & Co.)

資本金の額

2015年6月末日現在、8億米ドル（約982億5,600万円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドの関連会社であり、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフル・サービス金融機関です。

(3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2015年8月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2015年8月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2015年6月末日現在、171億8,035万円

事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、野村グループの持株会社である、野村ホールディングス株式会社の主要子会社です。野村アセットマネジメント株式会社は、野村證券投資信託委託株式会社（1959年設立）および野村投資顧問株式会社（1981年設立）との合併を通じて、1997年10月に設立されました。野村アセットマネジメント株式会社は、直接またはその海外子会社を通じて、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。野村アセットマネジメント株式会社は、日本の金融庁の規制下にあります。

(5) 副投資顧問会社

名称

RREEF アメリカ・エル・エル・シー

資本金の額

2015年6月末日現在、18,950万米ドル（約232億7,439万円）

事業の内容

RREEF アメリカ・エル・エル・シーは、米国デラウェア州に設立された有限責任会社であり、米国証券取引委員会に登録された投資助言会社です。副投資顧問会社は、1975年より機関投資家に不動産投資顧問業務を提供しており、さらに1993年より不動産証券の投資助言業務を提供しています。

(6) 名義書換代行会社

名称

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ

（Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.）

資本金の額

2015年6月末日現在、1,209万米ドル（約14億8,489万円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、1989年に設立され、名義書換代行サービスを提供します。

2016年8月11日以降

(1) 受託会社

名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

（Global Funds Trust Company）

資本金の額

2016年4月末日現在、500,000ユーロ（約6,494万円）（払込済株式資本）

事業の内容

受託会社は、1998年2月27日、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島当局から得ています。

異動の理由

より円滑なファンドの管理・運営を行うため

異動年月日

2016年8月11日

(2) 保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）

資本金の額

2016年4月末日現在、28,000,000ユーロ（約36億3,664万円）

事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

異動の理由

より円滑なファンドの管理・運営を行うため

異動年月日

2016年8月11日

(3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2015年8月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2015年8月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額2015年6月末日現在、171億8,035万円事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、野村グループの持株会社である、野村ホールディングス株式会社の主要子会社です。野村アセットマネジメント株式会社は、野村證券投資信託委託株式会社（1959年設立）および野村投資顧問株式会社（1981年設立）との合併を通じて、1997年10月に設立されました。野村アセットマネジメント株式会社は、直接またはその海外子会社を通じて、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。野村アセットマネジメント株式会社は、日本の金融庁の規制下にあります。

(5) 副投資顧問会社名称RREEF アメリカ・エル・エル・シー資本金の額2015年6月末日現在、18,950万米ドル（約232億7,439万円）事業の内容

RREEF アメリカ・エル・エル・シーは、米国デラウェア州に設立された有限責任会社であり、米国証券取引委員会に登録された投資助言会社です。副投資顧問会社は、1975年より機関投資家に不動産投資顧問業務を提供しており、さらに1993年より不動産証券の投資助言業務を提供しています。

2 関係業務の概要

< 訂正前 >

(1) 受託会社・事務代行会社

受託会社は、銀行および信託会社法の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの子会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく認可された投資信託管理者です。

（中略）

(6) 名義書換代行会社

名義書換代行会社は、受益証券の発行および買戻しに関するすべての業務の遂行、ならびに宣言された分配金および支払済分配金の記録の保管を全般的に行い、またルクセンブルグの法律に従ってマネー・ロンダリング防止および適合性の原則の規則を履行する責任があります。

< 訂正後 >

2016年8月10日まで(1) 受託会社・事務代行会社

受託会社は、銀行および信託会社法の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの子会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく認可された投資信託管理者です。

（中略）

(6) 名義書換代行会社

名義書換代行会社は、受益証券の発行および買戻しに関するすべての業務の遂行、ならびに宣言された分配金および支払済分配金の記録の保管を全般的に行い、またルクセンブルグの法律に従ってマネー・ロンダリング防止および適合性の原則の規則を履行する責任があります。

2016年8月11日以降(1) 受託会社

受託会社は、銀行および信託会社法の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改正済）の第5(2)条および別紙4に従い、免除者として登録されます。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社および／または管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。受託会社は、適用ある法律に規定された事項に従い、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の作為または不作為につき一切責任を負いません。

受託会社は、信託証書の条項に従い、また本書に定めるとおり、ファンドに係るその職務の一部を保管会社に委託します。

受託会社は、ファンドの将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または責任にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの受託者として被るか、受託者によって生じるかまたは受託会社に対して主張される可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、債務、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因して受託会社が被る訴訟行為、手続、債務、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません（かかる受益者と別途書面により合意する場合を除きます。）。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、受託者が決定する補償およびその他の条項を含む契約を、ファンドについて、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

受託会社は、すべての受益者および管理会社に対する90暦日以上前の書面による通知（またはすべての受益者が事前の受益者決議により同意するそれより短い期間の通知）により辞任する、またはトラストより解任されることがあります。当該辞任および解任は、信託証書の条項に従い、後任の受託会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知日または受託会社の清算開始日から60暦日以内に受託会社および管理会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の受託会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の受託会社を任命するため、受益者の会議を招集します。受益者は、随時、受託会社を解任し後任の受託会社を任命することを決議することができます。

受託会社は、辞任または解任の後も、受託者として行為した期間中において辞任した受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により受託会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還遡及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとしますが、過去または現在の受益者から補償を受ける権利は有しません。

(2) 保管会社

保管会社は、自己の帳簿のファンド用分離口座を開設および維持し、業務上およびローカル市場の制約内で現実的な範囲において、ファンド用口座に関し保管会社により任命された副保管会社に対し、保管会社の名義で同様にそれらの帳簿のファンド用分離口座を開設および維持させ、ファンドの有価証券や現金を保有させるものとする。それが現実的でない場合、保管会社は、ファンド用口座に関し保管会社により任命された副保管会社に預金していた有価証券および現金を、かかる副保管会社が保管会社名義の共同口座に保有することを認めるものとする。保管会社は、受託会社または投資顧問会社の要求により、受託会社の承認をもって、受託会社を代理して保管会社の名義でまたはファンドの受託会社の名義で、ブローカーまたはその他仲介業者と口座を開設し、口座に係る売買取引の認可およびその他の認可の様式について保管会社が望ましいとみなす調整を行うことができます。保管会社は、保管会社側に故意の不履行、詐欺または過失がない場合、かかる口座に預け入れられた、またはかかる口座に残存する投資対象または預金の保管に対し責任を負わず、当該ブローカーまたはその他仲介業者による清算手続、倒産または破産を理由に生じた損失に対しても責任を負いません。

保管会社は、保管契約に基づく保管会社の一部および全部の義務を、自らに代わって遂行するのに適切であると考える副保管会社または代理人（以下それぞれを、本項目において「受任者」といいます。）を任命することができます。保管会社は、合理的な方法、配慮および努力をもって受任者を選定しますが、かかる任命にかかわらず、保管会社は、保管契約に基づく義務の十分な履行に関し受託会社に対して随時責任を負うものとし、該当する市場における決済ならびに証券取扱実務、手続および管理を鑑みて受任者が保管サービスを提供するのに適しているかどうかを、継続的に確認する責任を負います。ただし、かかる受任者の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われるものとしします。

保管会社、その従業員、受任者および代理人は、保管会社がファンドに関する責務の履行について被るか、保管会社によって生じるかまたは保管会社に対して主張される、一切の（その種類または性質を問いません。）債務、義務、損失、被害、罰則、裁判、判決、訴訟、費用、経費または支出（保管会社側またはその従業員、受任者もしくは代理人側の詐欺、故意の不履行または過失によって生じるものを除きます。）について、ファンドの資産から補償を受けます。

保管会社は、保管会社側に故意の不履行、詐欺または過失がない場合、直接受託会社に対して、またファンドに関して、保管契約に基づき保管会社によって生じたサービスの過程における作為もしくは不作為またはサービスに関連した作為もしくは不作為について責任を負いません。また、保管契約に基づく保管会社による責務の遂行の結果または遂行する過程で受託会社が直接またはファンドに関して受けるもしくは被る損失または被害について、責任を負いません。上述の保管会社の責任の制限には、保管契約に基づく受任者の清算手続、倒産または破産の事例が含まれます。保管会社は、受任者（または保管会社もしくはその受任者より任命された第三者）により保有および／または運営もしくは管理・統制される資産の一部に係る損失もしくは被害もしくは盗用またはかかる受任者（または上述のとおり第三者）による作為もしくは不作為の結果生じたファンドによる損失に対し、一切の責任を負いません。ただし、保管会社が該当する受任者を選択し、監督するに当たり、合理的な方法、配慮および努力をもって行っていることを条件とします。

保管会社側に故意の不履行、詐欺または過失がない場合、また保管会社が合理的な方法、配慮および努力をもって受任者の選択および監督を行っていることを条件に、保管契約に基づく保管会社の責任は、ファンドの勘定で実行したサービスに対して保管会社が受け取った報酬の金額に制限されるものとしします。

(3) 事務代行会社

事務代行会社は、ファンドに関するすべての事務管理業務（会計、純資産評価サービス、受益証券の発行、登録、名義書換および買戻しサービスを含みますがこれらに限られません。）を提供し、通常、会計士、登録機関および名義書換代行会社によって履行されるその他すべての管理業務を全般的に行います。

事務代行会社は、場合に依じて、ファンドに関連するその責務または義務の全部または一部を履行するために、また、該当する契約が定める権利、責任および免罪に関する条項に従い、副事務代行会社、ノミニー、代理人または受任者（以下それぞれを、本項目において「受任者」といいます。）を任命する権利を有します。ただし、かかる受任者の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われるものとしします。事務代行会社は、当該受任者が受任される責務または義務の履行について、引続き全体的な責任を負うものとしします。事務代行会社は、適切な配慮および努力をもってかかる任命を行い、かかる受任者の行為を監督するものとしします。ただし、事務代行会社によるかかる責務（以下「受任者に関して必要な配慮」といいます。）の遂行に当たり故意の不履行、詐欺または過失がない場合、事務代行会社は、直接管理会社に対して、またファンドに関して、かかる受任者による作為または不作為について責任を負わず、下記のとおりファンドの資産から補償を受けるものとしします。

事務代行会社およびその受任者は、事務代行会社がファンドに関する責務の履行に当たり被るか、事務代行会社によって生じるかまたは事務代行会社に対して主張される、一切の（その種類または性質を問いません。）債務、義務、損失、被害、罰則、裁判、判決、訴訟、費用、経費または支出（事務代行会社側またはその受任者側の詐欺、故

意の不履行または過失によって生じるものを除きます。)について、管理会社によってファンドの資産から補償を受けます。

事務代行会社は、管理業務契約に基づき、最善の努力、判断および適切な配慮をもってその義務および責務を履行することに同意します。ただし、事務代行会社は、事務代行会社側に故意の不履行、詐欺または過失がない場合、また、受任者に関して必要な配慮が行われた場合は、管理業務契約に基づき、事務代行会社による義務および責務の履行の結果または履行により、管理会社が直接またはファンドに関して受けるもしくは被る損失または被害について、責任を負いません。

(4) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意しています。

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、JSDAの規則（その後の改正を含みます。）に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

(a) ファンドの受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。

(b) 適用ある日本の法令またはJSDAの規定に基づき随時作成を要求される目論見書および運用報告書等を販売会社に送付すること。

(c) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。

(d) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社（またはその受任者）は、代行協会員が代行協会員としての資格においてファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会員は、管理会社（またはその受任者）に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

(5) 投資顧問会社

投資顧問契約に基づき、投資顧問会社は、信託証書の条項ならびに上記「第二部 第1 2 (1) 投資方針」および「(5) 投資制限」に各々定められたファンドの投資目的および投資方針ならびに投資制限に従うことを条件として、ファンドの資産に責任を負いかつこれを投資し、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々について、その裁量で為替取引を行います。具体的には、投資顧問会社は、() ファンドの資産のほとんど（現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に帰属するファンドの資産の部分を除きます。）をREIT等に投資すること、() 為替取引を行うこと、ならびに() ファンドの現金残高を管理することに合意しています。

投資顧問会社は、投資顧問契約に基づくその責務を遂行する際に投資顧問会社が被る可能性のあるあらゆる被害、損失、債務、訴訟、手続、請求、費用および経費（合理的な弁護士報酬および専門家報酬を含みますがこれらに限られません。）について、ファンドの資産のみから補償を受け、管理会社または受託会社は直接の責任を負いません。ただし、投資顧問会社の故意の不履行、詐欺、背信、過失もしくは投資顧問契約の条項の重大な不履行、または投資顧問契約に基づくその義務もしくは責務の重大な過失、もしくは投資顧問契約の条項および本書に記載の投資目的および投資方針もしくは投資制限の不遵守によるものを除きます。投資顧問会社は、ファンドの資産のみから補償を受け、管理会社自身の口座においてもしくは管理会社が管理するその他の投資ファンドの管理会社として保有される資産または受託会社自身の口座においてもしくはその他のトラストの受託者として保有される資産に対して、返還請求を行うことはできません。ただし、管理会社または受託会社の故意の不履行、詐欺、背信、過失もしくは投資顧問契約の条項の重大な不履行に起因して、投資顧問会社が被る可能性のある被害、損失、債務、訴訟、手続、請求、費用および経費（合理的な弁護士および専門家の経費を含みますがこれらに限られません。）を除きます。

本規則に従うことを条件として、投資顧問会社は、その裁量および費用で、その責務または義務の全部または一部を、投資顧問会社が定める権限、責任および補償に関する条件で、委託する者（その関係者を含みます。）を任命することができます。投資顧問会社は、適切な配慮および努力をもってかかる受任者の任命を行い、かかる受任者に委託された職務の遂行について、引続き責任を負うものとします。ただし、かかる受任者の任命および監督において、投資顧問会社の側に故意の不履行、詐欺または過失がない場合は、投資顧問会社は、かかる受任者の作為または不作為について責任を負わず、投資顧問契約の条項に従って管理会社から補償を受けるものとします。投資顧問会社は、かかる委託

を行う場合、CIMA、管理会社、受託会社およびファンドのその他のサービス提供者に対して、事前に書面により通知するものとします。

(6) 副投資顧問会社

副投資顧問契約に基づき、副投資顧問会社は、信託証書の条項ならびに上記「第二部 第 1 2 (1) 投資方針」および「(5) 投資制限」に各々定められたファンドの投資目的および投資方針ならびに投資制限に従うことを条件として、ファンドの資産（REIT等への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に帰属するファンドの資産の部分を除きます。）の投資について責任を負います。

副投資顧問会社は、副投資顧問契約に基づくその義務を遂行する際の訴訟、費用、請求、被害、経費または要求について、投資顧問会社から補償を受けます。ただし、副投資顧問会社の故意の不履行、詐欺または重大な過失によるものを除きます。